修文大学・修文大学短期大学部　修文オンライン教育センター規程

（趣旨）

第１条　この規程は、修文オンライン教育センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関する基本的事項について定めるものとする。

（目的）

第２条　センターは、オンライン教育（遠隔授業、ICT教育、e-ラーニングなど）・教育DX（デジタルトランスフォーメーション）を円滑かつ組織的に推進し、本学の有する教育資源を多面的に活用し、教育の質の向上を図るとともに地域に情報発信することを目的とする。

（業務）

第３条　センターは、その目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

（１）　オンライン教育・教育 DX の開発・運用に関すること。

（２）　その他オンライン教育・教育 DX に関すること。

（センター長）

第４条　センターに、センター長を置く。

２　センター長は、学長の命を受け、センターの業務を掌理する。

３　センター長の任期は、１年とする。ただし、再任は妨げない。

４　任期の途中でセンター長が交替した場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

５　センター長に事故がある場合は、センター長が指名した者がセンター長の職務を代理する。

（副センター長）

第５条　センターに、副センター長を置くことができる。

２　学長は、センター長の運営に必要と判断した場合、センター長と協議の上、副センター長を指名することができる。

３　副センター長は、センター長の命を受け、センター長の職務を補佐する。

４　副センター長の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

５　任期の途中で副センター長が交替した場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（センター会議）

第６条　センターに、オンライン教育・教育DXに関する重要事項を審議するためセンター会議を置く。

２　センター会議は次の者をもって組織し、議長はセンター長をもって充てる。

（１）センター長

（２）副センター長

（３）学部長・学科長

（４）図書館長

（５）教育DX推進委員長

（６）広報委員長

（７）事務局長

（８）教務課長

（９）その他本学の教職員のうち学長、センター長が必要と認めた者　若干名
３　会議はセンター長が招集する。
（教育DX推進委員会）
第７条　センター長は第３条各号の事業推進のために教育DX推進委員会を置くことができる。
２　委員長はセンター長が指名した者が務める。
３　委員会の構成員は各学部・学科の教育DX推進委員　若干名とし、任期は１年で再任を妨げない。
４　その他センター長および委員長が必要と認めた者　若干名を加えることができる。
（事務）
第８条 センターに関する事務は、教務課において処理する。
（雑則）
第９条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。
（規程の改廃）
第１０条　この規程の改廃は教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則
１ この規程は、令和 3 年 3 月 10 日から施行する。
２ この規程は、令和７年 4 月 1 日から改訂・施行する。